




下水排除基準

項目	対象者	終末処理場を設置している公共下水道の使用者			現に終末処理場を設置していない公共下水道の使用者
		特定事業場		非特定事業場	
		排水量50m ³ /日以上	排水量50m ³ /日未満		
1	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L以下	0.03 mg/L以下	0.03 mg/L以下	—
2	シアン化合物	1 mg/L以下	1 mg/L以下	1 mg/L以下	—
3	有機りん化合物	1 mg/L以下	1 mg/L以下	1 mg/L以下	—
4	鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	—
5	六価クロム化合物	0.5 mg/L以下	0.5 mg/L以下	0.5 mg/L以下	—
6	ひ素及びその化合物	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	—
7	水銀, アルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L以下	0.005 mg/L以下	0.005 mg/L以下	—
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	—
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003 mg/L以下	0.003 mg/L以下	0.003 mg/L以下	—
10	トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	—
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	—
12	ジクロロメタン	0.2 mg/L以下	0.2 mg/L以下	0.2 mg/L以下	—
13	四塩化炭素	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L以下	—
14	1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下	0.04 mg/L以下	0.04 mg/L以下	—
15	1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下	1 mg/L以下	1 mg/L以下	—
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下	0.4 mg/L以下	0.4 mg/L以下	—
17	1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L以下	3 mg/L以下	3 mg/L以下	—
18	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下	0.06 mg/L以下	0.06 mg/L以下	—
19	1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L以下	—
20	チウラム	0.06 mg/L以下	0.06 mg/L以下	0.06 mg/L以下	—
21	シマジン	0.03 mg/L以下	0.03 mg/L以下	0.03 mg/L以下	—
22	チオベンカルブ	0.2 mg/L以下	0.2 mg/L以下	0.2 mg/L以下	—
23	ベンゼン	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	—
24	セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	—
25	ほう素及びその化合物	230 mg/L以下	230 mg/L以下	230 mg/L以下	—
26	ふっ素及びその化合物	15 mg/L以下	15 mg/L以下	15 mg/L以下	—
27	フェノール類	5 mg/L以下	5 mg/L以下	5 mg/L以下	—
28	銅及びその化合物	3 mg/L以下	3 mg/L以下	3 mg/L以下	—
29	亜鉛及びその化合物	2 mg/L以下	2 mg/L以下	2 mg/L以下	—
30	鉄及びその化合物(溶解性)	10 mg/L以下	10 mg/L以下	10 mg/L以下	—
31	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 mg/L以下	10 mg/L以下	10 mg/L以下	—
32	クロム及びその化合物	2 mg/L以下	2 mg/L以下	2 mg/L以下	—
33	ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L以下	10 pg-TEQ/L以下	10 pg-TEQ/L以下	—
34	1, 4-ジオキサン	0.5mg/L 以下	0.5mg/L 以下	0.5mg/L 以下	—
35	アンモニア性窒素等含有量	380(125) mg/L 未満	380(125) mg/L 未満	380(125) mg/L 未満	—
36	水素イオン濃度(pH)	5(5.7)を超え9(8.7)未満	5(5.7)を超え9(8.7)未満	5(5.7)を超え9(8.7)未満	5を超え9未満
37	生物化学的酸素要求量(BOD)	600(300) mg/L未満	600(300) mg/L未満	600(300) mg/L未満	—
38	浮遊物質質量(SS)	600(300) mg/L未満	600(300) mg/L未満	600(300) mg/L未満	—

39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下
		動植物油脂類	30 mg/L 以下	30 mg/L 以下	30 mg/L 以下	30 mg/L 以下
40	窒素含有量		240 (150) mg/L未満	240 (150) mg/L未満	240 (150) mg/L未満	—
41	りん含有量		32 (20) mg/L未満	32 (20) mg/L未満	32 (20) mg/L未満	—
42	温度		45 (40) °C未満	45 (40) °C未満	45 (40) °C未満	45 °C未満
43	요소消費量		220 mg/L未満	220 mg/L未満	220 mg/L未満	220 mg/L未満
44	その他の規制項目	生物化学的酸素要求量に類似した項目 (COD等) 及び大腸菌群数を除き、地方公共団体の横出し条例で終末処理場からの放流水に基準を定めている場合、その項目と数値を下水排除基準として条例で定めることができる。				—

下水排除基準関連内容

(注)

- ①  枠内は政令 (第 9 条の 4) で定める一律基準を示す。ただし、上乘せ条例で下水道からの放流水に係る排水基準が強化されている場合には、上乘せ基準が適用される。この基準値に適合しない水を流した工場・事業場は、処罰されることがある (法第 46 条の 2)。
- ②  枠内は条例で定める基準を示す。この基準値に適合しない水を流した工場・事業場には、その水質を改善するように命令したり、さらに公共下水道への下水の排除を一時停止するように命令することがある (法第 38 条第 1 項第 1 号、各地方公共団体が定める下水道条例)。
- ③  枠内は条例で定める基準の限度 (最も厳しい値) を示す。この基準値に適合しない水を流した工場・事業場には、公共下水道管理者は、その水質を改善するように命令したり、さらに公共下水道へ水を流すことを一時停止するように命令することがある (法第 38 条第 1 項第 1 号)。
- ④ 「**太字**」は、直罰対象の排除基準を示す。

※変更分

- ・ 1・1-ジクロロエチレンの基準は平成 23 年 11 月 1 日に 0.2 mg/ℓ以下から 1mg/ℓ以下に変更になりました。
- ・ 1・4-ジオキサンの規準が平成 24 年 5 月 25 日に新しく定められました。
- ・ カドミウムの規準は平成 26 年 12 月 1 日に 0.1 mg/ℓ以下から 0.03 mg/ℓ以下に変更になりました。
- ・ トリクロロエチレンの規準は平成 27 年 10 月 21 日に 0.3 mg/ℓ以下から 0.1 mg/ℓ以下に変更になりました。